

# 石巻地域の会通信

<連絡先>

電話：090-7932-4291(日野)

Fax：050-7554-1968

syokyaku.hantai@gmail.com

## 放射能汚染廃棄物の焼却差止め

# 大崎住民訴訟第12回口頭弁論

6月14日(月)

15:30~15:45：口頭弁論

15:45~16:30：進行協議

(非公開)

仙台地方裁判所101号法廷

【第十二回口頭弁論期日】

この期日ではまず、今年四月から裁判官三名のうち二名が交代となったことから、それまでの弁論を更新するという手続が行われます。

原告ら側としては、本訴訟でこれまで行ってきた主張や証拠を分かりやすく裁判所に示し、今後の的確な審理進行を促していきたいと考えています。また、この弁論更新により、本訴訟が社会的に重要な意義を有すること、すなわち、福島第一原子力発電所事故により拡散された放射性汚染物質を安易に燃やすことを許容すれば、その周囲の人々の健康被害や平穏生活権が侵害されることさらには、今後の原発再稼働リスクを考える上で、誤った認識を与えることになること等についてもしっかりと説明し、裁判官に原告ら住民の平穏生活権を侵害することを認めさせないよう求めていきたいと思います。

【進行協議期日】

第十二回口頭弁論期日に続き、今回も進行協議期日が開催されます。前回まで続いてきた排ガス検査について、さらに具体的に協議検討するための手続となります。

前回進行協議期日において、原告らは、現在実施が検討されている、公定法時間延長における採取ろ紙及び、ろ液のゲルマニウム半導体検出器によるセシウム濃度測定を行う業者を探すということになりました。

そこで、期日間に、青木一政氏を通して、排ガス検査測定業者に見積依頼をしたところ、見積出してきた二社(分析センター・同位体研究所)はどちらもゲルマニウム半導体測定器の相対効率二〇%程度の機器しか有

しないということでした。一方、理研分析センターは四七%だが、大崎市を顧客としていること等を理由に、訴訟関係資料は扱えないという回答を頂きました。

そこでまず、原告らとしては、先に見積を依頼した測定は大崎市の意に反する測定ではなく、被告としても公正な測定を望んでいることを明示したうえで、測定見積もりを提出するように依頼したいと考えています。

また、上記分析センター・同位体研究所の検査ですが、これらは当方で検討していたゲルマニウム半導体測定器の相対効率五〇%より劣る二〇%程度のものしか有しないといえます。そこで、焼却施設による検体採取時間を、三者間で合意されていた、三十一時間(二・六日)の二・五倍である七十七時間(従来提案三十一時間の二・五倍への延長を再提案します。ゲルマニウム半導体測定器の相対効率が二〇%程度であると、四十八時間測定した場合、検出下限値は概ね二・五倍に上昇します。そうすると、検出限界値を上記原告ら及び被告で合意していた測定と同レベルにするためには、吸引時間を倍に延長し検体量を二・五倍に増やすことが最も確実な方法であるからです。

さらに、右記測定に加え、測定をより正確なものとすることを担保するためにも、ちくりん舎においてもゲルマニウム半導体測定器による検査を実施することを求めます。ちくりん舎が有するゲルマニウム半導体測定器の相対効率は五〇%程度のものであり、原告ら及び被告で合意していた測定内容に適合します。被告はちくりん舎が原告ら側に肩入れをするという主張をしてくる

可能性があるので、その点は、ちくりん舎のNPO法人としての客観性中立性を主張し、実際の測定にあたっては、第三者の立ち合いを入れる等の方法により、そのような批判が当たらないことを証明します。

次回期日は前半十五分の口頭弁論期日のみ傍聴できます。もっとも、この期日はこれまでの弁論を更新するもので、その内容も大崎住民訴訟が単なる損害賠償請求訴訟ということとまらない社会的価値ないし意義があることを説明します。傍聴席の多くを埋めることでこのような当方の主張にも説得力が出ますので、是非とも、傍聴をお願いいたします。

(弁護団 弁護士 松浦健太郎)

## 農林系廃棄物の焼却を強行に抗議！

【放射能汚染廃棄物の焼却に反対する仙南の会】

仙南地域行政事務組合が、一昨年の台風19号の被災ゴミ処理を先行するために、中止してきた福島原発事故由来の放射能汚染廃棄物(農林系廃棄物)の焼却を、五月一〇日から強行再開。仙南クリーンセンター搬入口での抗議行動が「放射能汚染廃棄物の焼却に反対する仙南の会」が呼びかけて開催され、角田の会、白石の会、大河原の会、柴田の会、丸森の会、七ヶ宿の会の仲間が集まり、「放射能を拡散する焼却ではなく、隔離保管を！」住民の健康を守るために中止するまで闘う！」と抗議の声を挙げました。



**放射能汚染ゴミ**

未来を守ろう

**焼却再開**

**絶対反対**

こどもたちの

放射能汚染廃棄物の焼却に反対する仙南の会

# 放射能汚染廃棄物焼却処分の即時中止を求める！

## 各市町で八〇〇〇Bq超え汚染廃棄物

美里町で放射能汚染廃棄物の焼却前検査で八〇〇〇ベクレル超えが見つかり、涌谷町、大崎市でも見つかるという事態が起きています。

美里町、大崎市に対し住民団体が申入れを行っています。説明レベルに留まり、対応策が全く示されていません。

大崎地域広域事務組合議会議長や大崎市議会議長への要望もしていますが進展はみられず、この状態で放置すれば、秘密裡に高濃度汚染物も混焼処理されてしまうことになりかねません。

県内で強行されている焼却処分を直ちに中止させ、指定廃棄物、汚染焼却処理の問題点と特措法の問題点を再整理し、保管・処理の責任の所在をはっきりさせることを、宮城県と環境省に求めていく必要があります。

### 【8,000Bq/kg超えを確認した汚染廃の量】

- 美里町：稲わら 50ト、中5.4ト(最高13,000Bq)
- 大崎市：稲わら 445ト、中0.8ト
- 涌谷町：稲わら 80ト、計測 一部

#### \*環境省コメント

「いったん焼却対処となった廃棄物に汚染濃度に偏りがあっても、家庭ごみなどと混ぜて焼く割合を調整すれば問題ない」(2021.4.8 河北新報)

#### \*県のコメント

「基準値を超えた廃棄物は燃やさない大崎市などの判断を尊重する。当面保管を続けてもらうしかない」(2021.4.8 河北新報)

※「大崎耕土を放射能汚染させない連絡会」芳川良一さんが整理された資料から転載させて頂きました。

# 避難計画の実効性が欠けているなかで 女川原発2号機を再稼働させてはならない！

## 石巻市民十七名が

## 東北電力を提訴！

五月二十八日、石巻市民十七名が東北電力を相手取り、「実効性が欠けている避難計画のもとで女川原発2号機を再稼働させてはならない！」と仙台地裁に提訴しました。避難計画を争点にした訴訟は全国初です。

原告団は、一昨年、宮城県知事、石巻市長の地元同意の差止めを求める「女川原発再稼働同意差止め仮処分申立」を起こした債権者が中心です。

昨年の同意差止め仮処分では、実効性が欠けている避難計画についての石巻市民側の主張に対して、宮城県と石巻市は、実効性は争点ではないと認否を拒否し、実効性について一切審議されないうちで、仙台高裁は、「避難計画には課題が残っている。」としつつも、「住民の生命、身体の被害の危険は、あくまでも東北電力が女川原発2号機の再稼働をすることを直接の原因として生ずる危険であって、宮城県や石巻市の行為が直接の原因として生ずる危険ではない」という判断で棄却しました。

原告団は、「住民の生命等への被害の危険は、東北電力が再稼働することが原因」とするこの仙台高裁の棄却決定を逆手にとり、三月十八日に出された避難計画の不備ななかでの東海第二原発再稼働を認めない水戸地裁判決にも勇気をもらい後押しされていると提訴となりました。



避難計画が実効性に欠けている十項目の理由をあげています。

「交通渋滞で三十km圏内を脱出できず、避難所にもたどり着けないこと」「複合災害の時、受け入れ先に拒否された場合の二次避難場所が指定されないこと」「バスの確保と手配ができないこと」「病院、高齢者施設、障がい者施設の入院患者・入居者の避難が困難であること」「市の行政機能の移転先(代替施設)が確保されていないこと」「オフサイトセンターが機能しないこと」「安定ヨウ素剤の緊急配布ができないこと」「女川地域原子力防災協議会が避難計画の実効性を調査・確認していないこと」「屋内退避で被ばくリスクを負うこと」「新型コロナウイルス感染症防止対策がたてられていないこと」などです。

被告の東北電力は、避難計画の作成主体は、地元自治体であり、実効性を確保する責任も地元自治体であるとして審議から逃げる対応が想定されますが、原告団は、宮城県や石巻市にも訴訟に参加させて実効性審議を行うよう求めていくことにしています。

再稼働は、第一層から第五層まで整備されて初めて認められるもの(三月十八日水戸地裁判決)であり、東北電力が「整備主体が地元自治体である」という理由で第五層を不要とする主張はできません。

### 避難計画に絞った裁判

「これまでの原発訴訟は専門家同士の論争が濃く、争点が難解だった。今回は、住民の身近な避難計画に絞ったことで住民一人一人が問題を『自分ごと』として考えるきっかけになる効果も期待できる」と地元紙が訴訟を解説しています。そのような裁判として周辺住民に避難計画が明らかに実効性に欠けていることを知ってもらい、再稼働を止める足掛かりにできればと思っています。

地元紙の原発再稼働に関するアンケート調査で県民の六割が不安を持っていると回答しています。東北電力と裁判所が、住民の疑問に応える丁寧な審議と判決を示さなければ不安の払拭にならないことは明らかです。支援と注目を！